

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

石巻市長

## 公表日

令和5年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づく保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護に要する返還及び徴収金の徴収に関する事務等 この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務 ③生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ④生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑤医療保険者等向け中間サーバーに等における資格履歴の管理 ⑥医療保険者等向け中間サーバーに等における本人確認事務 ⑦医療保険者等向け中間サーバーに等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の以下の項 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号 以下「別表第二省令」という。）第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26条の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59条の2の2、59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 別表第二の26の項 ・別表第二省令 第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保護課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	保護課長 高城 英樹	保護課長	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署①、8. 特定個人ファ イルの取扱いに関する問合せ	福祉部保護課	保健福祉部保護課	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の以下の項 9、10、14、16、18、24、26、27、28、30、 31、50、54、61、62、64、70、87、90、9 4、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号 以下「別表第二 省令」という。) 第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、 32、33、35、39、44、47、52、53、55条 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 別表第二の26の項 ・別表第二省令 第19条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の以下の項 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、 30、31、37、38、42、50、53、54、61、6 2、64、70、87、90、94、104、106、108、 113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号 以下「別表第二 省令」という。) 第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、 22、23、24、25、26条の4、27、28、32、3 3、35、39、44、47、52、53、55、58、59条 の2の2、59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 別表第二の26の項 ・別表第二省令 第19条	事後	

